

保険外交員 申告漏れ

日本郵便 500人超、国税局指摘

静岡を含む東海4県で、500人を超える郵便局の保険外交員らが、根拠のない経費をつけて事業所得Ⅱを圧縮したとして、名古屋国税局から総額約17億円の申告漏れを指摘されたことがわかった。受けた還付は約2億円多かったことも判明。追徴課税は、過少申告加算税を含め約2億数千円に上るとみられる。

事業所得をめぐるのは、愛知県津島市の郵便局などの外交員ら数十人から2014年秋、約1億円の申告漏れが見つかっており、これで4県の外交員ら約1800人のうち、約3分の1

にあたる約600人が計約18億円の申告漏れを指摘された模様だ。日本郵便（東京）によると、外交員らは年金や学資などの保険を扱う。給与とは別に、営業実績が反映さ

事業所得

所得税の所得区分で、農業や漁業、製造業などのほか、郵便局の保険外交員が業績で得た事業収入も対象になる。必要経費を除く所得が20万円を超える場合、給与所得との合算で確定申告をしなければならない。

れる事業収入がある。ここから必要経費を除いた事業所得が20万円を超えると、確定申告が必要となる。

関係者によると、新たに指摘された外交員らは申告の際、仕事と無関係のマイカーの燃料費や携帯電話の使用料のほか、同僚との飲み食いを接待交際費などとして計上し、事業収入から差し引き、事業所得を圧縮した。申告漏れは2013年までの3年間で計約17億円に上ったという。

所得税額は、給与所得と事業所得を合わせた総所得から社会保険料などを控除し税率をかけて決まる。すでに納めた源泉徴収分が上回れば還付が受けられる。指摘された外交員らの多くは事業所得の圧縮で所得税額を減らし、3年間で累計に約2億円を還付されていたという。

(保坂知晃、的場次伸)